

令和3年第5回霧島市農業委員会定例総会

日 時	令和3年5月31日(月) 15時20分				
出席委員 (19名)	1番	二月田	努		
	2番	中 園	真 一		
	3番	相 良	悟		
	4番	鎌 田	陽 一		
	5番	中 村	優 志		
	6番	田 代	一 友		
	7番	松 下	さえ子	(会長職務代理者)	
	8番	有 村	啓 太		
	9番	東 鶴	昭 雄		
	10番	上 原	雄 二		
	11番	清 水	和 子		
	12番	岡 村	勝 敏		
	13番	山之内	悟		
	14番	笹 峯	久 雄		
	15番	大 山	茂 美		
	16番	長 崎	恵里子		
	17番	今 村	浩 一		
	18番	常 盤	信 一		
	19番	槐 島	睦 夫	(会 長)	
事務局 振興農地グループ	事務局長	内田 大作	次長兼グループ長	古江 洋一	サブリーダー 有村 真一
	サブリーダー	中村 真貴子	主 査	剥岩 泰三	主 査 山下 良太
	主任主事	水迫 時巳	主 事	鶴瀬 祐樹	
議事日程	<p>「諸般の報告」「事務局報告」</p> <p>1 「農地利用変更届」について</p> <p>2 「農用地利用集積計画(利用権設定・所有権移転・中間管理権設定)(案)の意見決定」について</p> <p>3 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について</p> <p>4 「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更・除外・編入)申出の意見決定」について</p> <p>5 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について</p> <p>6 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について</p>				

開会 15時20分

事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。
議長(会長)	それでは令和3年第5回霧島市農業委員会総会を開催いたします。本日の出席農業委員は19名となります。よって本会は、農業委員会会議規則第6条の規定により、出席委員は過半数に達しているため会議は成立しております。本日の議事日程につきましては、配布いたしました議案書のとおりとなっております。議事に入る前に議案の修正等ありましたら報告をお願いします。事務局。
事務局	[事務局より議案の修正等を報告]
議長(会長)	次に議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員を議長から指名させて頂くことでご異議ございませんか。
	[「なし」と呼ぶ者あり]
議長(会長)	ご異議なしの声がありましたので、議事録署名委員は3番委員と4番委員の両名を指名いたし

	ます。よろしくお願ひいたします。次に事務局報告です。事務局。
事務局長	[会長が出席した会議等について報告]
議長(会長)	事務局報告が終わりました。それではさっそく議事に入ります。

△ 議案第1号 「農地利用変更届」について

議長(会長)	議案第1号「農地利用変更届について」を議題といたします。当委員会に対し、農地の利用変更届が1件提出されましたので審議を求めます。それでは調査委員の意見報告を求めます。国分の1を13番委員。
13番委員	1番を報告いたします。届出地は川内地区コミュニティーセンターの北に位置しており、現況は田である。利用変更目的は畑として利用するものである。工事内容は盛土を20cmするものである。周囲の農地や用排水路に及ぼす影響はないと思われる。以上のような理由により、当届出は妥当なものと思われまふ。以上で報告を終わります。
議長(会長)	はい、ご苦労さまでした。調査委員による報告が終わりました。これより質疑に入ります。只今の報告についてご意見・ご質疑等はございませぬか。
	[「なし」と呼ぶ者あり]
議長(会長)	はい、それではなしという声がありましたので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第1号「農地利用変更届」については、受理することにご異議ございませぬか。
	[「なし」と呼ぶ者あり]
議長(会長)	ご異議ございませぬので、本案件は受理することに決定いたしました。

△ 議案第2号 「農用地利用集積計画(利用権設定・所有権移転・中間管理権設定)の意見決定」について

議長(会長)	次に議案第2号「農用地利用集積計画の意見決定について」を議題といたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画案を決定するため審議を求めまふ。今月は所有権移転5件、利用権設定94件の合計99件について、市長より意見を求められております。また、農地法第18条6項の解約通知が20件提出されております。これらにつきましては、先ほど農地利用最適化推進会において審議されておりますので、一括して事務局よりその報告を求めまふ。事務局。
事務局	はい、議案第2号農業経営基盤強化促進法第18条第1項農用地利用集積計画の意見決定につきまして報告いたします。総会前の農地利用最適化推進会におきまして、基盤強化法の所有権移転5件、筆数9筆、面積36,165㎡、利用権設定94件、筆数147筆、面積208,258㎡、中間管理権に関しましてはございませぬでした。このことにつきまして、現地調査及び協議された結果、全件、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしているため、妥当と判断されましたので報告いたします。以上です。
議長(会長)	はい、ご苦労さまでした。只今の報告につきまして、ご意見・ご質疑等はございませぬか。
	[「なし」と呼ぶ者あり]
議長(会長)	ご意見等ありませんので、質疑を終了いたします。只今の報告では、全件、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしているとのことですので。お諮りいたします。議案第2号農用地利用集積計画の意見決定については、承認することに賛成の方の挙手を求めまふ。
	[全員挙手]
議長(会長)	はい、全員賛成であります。よって本案件は全件承認することに決定し、その旨を市長に通知いたします。

△ 議案第3号 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について

議長(会長)	次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」を議題といたします。当委員会に対し、農地法第3条の規定による許可申請18件が提出されましたので、この処分
--------	---

	について審議を求めます。それでは調査委員の意見・報告を求めます。まず国分の1と福山の2を3番委員。
3番委員	<p>報告いたします。申請地は止上公民館の北に位置し、現況は畑である。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は53,591㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>続けて2番です。申請地は福地地区コミュニティーセンターの東に位置し、現況は畑である。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用し耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は14,136㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	はい、ご苦労さまでした。次に、国分の3と4を13番委員。
13番委員	<p>3番と4番を続けて報告いたします。まず3番です。申請地は国分南中学校の北に位置し、現況は田である。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は9,415㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>続きまして4番について報告いたします。申請地は下井地区集会所の北東に位置し、現況は田である。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は4,035㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上で報告を終わります。</p>
議長（会長）	同じく国分の5と6を17番委員。
17番委員	<p>5番と6番を続けて報告いたします。まず5番です。申請地は本戸小学校跡地の南西に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は21,360㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>次に6番。申請地は上小川小学校の北西と平山公民館の東に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は4,225㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。5番と6番はいずれも現地調査は13番委員にさせていただいており、聞き取り調査は私の方で行っております。</p>
議長（会長）	はい、ご苦労さまでした。同じく国分の7と8を18番委員。
18番委員	7番と8番を続けて報告します。7番。申請地は国分中学校の西側に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は3,262㎡で

	<p>下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>次に8番ですが、現地調査は5番委員にお願いし報告を受けております。申請地は富隈小学校の南側に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は3, 262㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	はい、次に牧園の9を11番委員。
11番委員	<p>9番を報告いたします。申請地は大霧公民館の西に位置し、現況は不耕作地である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は37, 372㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上のとおり現地調査を実施しましたので報告いたします。</p>
議長（会長）	はい、ご苦労さまでした。次に霧島の10と11を2番委員。
2番委員	<p>10番。申請地は霧島保健福祉センターの西に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は6, 044㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>次に11番。申請地は待世自治公民館の西に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は79, 341㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上報告いたします。</p>
議長（会長）	同じく、霧島の12を6番委員。
6番委員	<p>12番を報告いたします。申請地は梅之木公民館の南に位置し、現況は不耕作地である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は4, 773㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上報告いたします。</p>
議長（会長）	次に隼人の13を5番委員。
5番委員	<p>13番を報告します。申請地は里上公民館の北東に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は7, 462㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>

議長（会長）	同じく隼人の14と15を10番委員。
10番委員	<p>14番と15番を2件続けて報告します。申請地はふれあいホームの北西に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は5,112㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。この現地調査は5番委員に調査をお願いいたしております。</p> <p>15番。申請地は中道公民館の南西に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は2,045㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。この調査には地区の推進委員と一緒に調査しています。以上です。</p>
議長（会長）	次に、福山の16から18までを19番委員に代わり7番委員。
7番委員	<p>16番から18番まで代理報告いたします。まず16番を報告します。申請地は福山総合支所の北に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは4名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は53,691㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>続きまして17番を報告いたします。申請地は大廻簡易郵便局の北に位置し、現況は畑である。申請地には※※さんが農地法第3条の賃借権設定をしている。なお、今回の申請に当たって解約通知が提出されている。譲受人は※※であり、本申請を※※事業の運営に必要な※※が農作業を通してリハビリを行えるよう利用するために、今回、譲受人である※※近くの農地を取得するものである。取得目的も問題ないことから、農地法施行令第2条の不許可の例外にあたり、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>続きまして18番を報告いたします。申請地は川路原コミュニティーセンターの西に位置し、現況は不耕作地である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は18,278㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上で報告を終わります。</p>
議長（会長）	はい、ご苦労さまでした。只今の報告についてご意見・ご質疑はありませんか。
13番委員	はい。
議長（会長）	はい、13番委員。
13番委員	<p>1番について確認をしたいと思います。この案件は1年ほど前に現地調査と本人の聞き取り調査をしたわけですがけれども、現地は牧草が植えてあったということで、本人に聞き取り調査をしたところ、第三者に耕作を依頼してあると。周辺に家族の方が持たれている農地がいっぱいあるんですけども、それについても人に貸して耕作してあるということで、本人も耕作するというでなかったものですから、その時皆さんにお諮りしたところ、それはアウトだということで全員一致で不許可となった案件だと思います。申請者のその当時の状況と何か変更点があるのかどうかお伺いしたいということと、何回か申請すれば通るんじゃないかと、そういうことで申請されてい</p>

	るのであれば、我々農業委員会を軽視されているんじゃないかと思うんですが、皆さんの意見はどうでしょうかお伺いします。
議長（会長）	はい、只今の意見ですが、国分の1についての案件です。これについてどなたかご意見はありますでしょうか。
事務局	はい。
議長（会長）	はい、事務局。
事務局	はい、特別班の現地調査におきまして、本人立会いのもと話を聞きました。これまで2回不許可と取り下げがされているその原因となったことについては、今回、すぐ耕作ができる状態であるとのこと、本人さんが耕作をされるということ、あと、所有面積がかなり広大ですので、法人化を検討した方がいいんじゃないかということで指摘をしまして、指摘された件につきまして、今年度末までに法人化を考えていますが、この農地を取得して段階を踏んで手続を行っていきたいとおっしゃってありました。
議長（会長）	はい、13番委員、よろしいでしょうか。
13番委員	農業の実績がないということで、今まで周辺の農地も近隣の方々に貸して耕作をされているんだと思いますが、今年度末までに法人化にされるということであればですね、その時を待って許可ということはどうなんでしょうか。
議長（会長）	はい、事務局。
事務局	はい、同様のことを特別班の委員さんも、現地調査の際、指摘をしたところですが、本人さんとしては、この農地を取得した上で法人化を考えたいということ強く言われていました。
議長（会長）	はい、13番委員。
13番委員	本人がですよ、農地を耕作する意思があるかどうかが一番問題になると思うんですが、本人が耕作されるのかどうかですね。それは調査の段階では耕作しますよということかもしれませんが、自分で耕作するというのが原則ですよ。社員を使ったりとか、他の人の手を借りて耕作するというのは3条の要件にあたらなような気がするんですが、どうなんでしょうか。
議長（会長）	はい、事務局。
事務局	はい、そのことにつきまして、本人さんに耕作をされるのはご本人ですよと確認をしまして、以前のように第三者に作ってもらうようなことであれば認められないということ念押しをしまして、ご本人さんが耕作をされる際、手伝いをもらわないとどうしても手が回らないということをおっしゃってまして、ご本人さんは耕作に携わるということはおっしゃってました。以上です。
議長（会長）	はい、それでは現地調査をされた委員がいらっしゃいますけれども、意見はございますか。それでは、国分の1は別に判断するのか一緒に判断するのかお諮りいたします。どうですか。
14番委員	別で審議してください。
議長（会長）	はい、それでは国分の1は別で審議いたします。ほかにご質疑ございませんか。よろしいですか。それではご意見等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第3号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定については、国分の1を除いて許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成であります。よって、本案件は国分1を除いて許可することに決定いたしました。続きまして国分の1についてお諮りいたします。よろしいでしょうか。農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について、国分の1を許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔挙手少数〕
議長（会長）	はい、賛成が少数であります。よって、許可はできないということとなりますので不許可となります。

	ます。それでは不許可の理由を明確にしなければなりませんので、どなたか、はいそれでは13番委員、理由をお願いします。
13番委員	はい、本人が耕作をされるということで、確認がとれているということでしたが、5万㎡ほど農地を持ってらっしゃいますけれども、すべてについて耕作をされるということなんですかね。それともこの申請のあがっている農地だけを自分が耕作されるということなんですか。
議長（会長）	はい、不許可の理由ということですが、先ほど法人を立ち上げてからでもいいのではという意見もありましたが、はい、それではここで暫時休憩といたします。
	〔休憩〕
議長（会長）	それでは休憩前に引き続き会議を再開します。それでは国分の1について、先ほど不許可相当の意見で決定いたしました、皆さんから色々意見が出されましたので、この審議についてやり直すということも考えられます。それでは皆さんにお諮りいたします。国分の1については、再度審議をやりなおすことに賛成の方の挙手を求めます。
	〔賛成多数〕
議長（会長）	はい、賛成多数です。よって国分の1については、審議をやり直すことに決定いたしました。それでは、お諮りいたします。国分の1について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔賛成多数〕
議長（会長）	はい、賛成多数と認めます。よって国分の1については、許可することに決定いたしました。それでは会議を進めて参ります。

△ 議案第4号 「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定」について

議長（会長）	次に、議案第4号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定について」を議題といたします。農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の農用地の除外6件、用途区分変更2件について、市長より意見を求められておりますので、当委員会での審議を求めます。それでは、調査委員の意見報告を求めます。まず、農用地除外の国分の1から溝辺の4までを1番委員。
1番委員	<p>1番。申出地は、牧神自治公民館の西に位置し、現況は不耕作地である。除外目的は木材置場にするものである。また除外されたと仮定した場合、申出地は1種農地の既存施設の拡張に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。当申出は、除外に係る5つの要件を満たしているため、除外はやむを得ないと思われる。</p> <p>2番。申出地は、山元夢ヶ丘公民館の南に位置し、現況は田である。除外目的は建売住宅を建築するものである。また除外されたと仮定した場合、申出地は1種農地の集落接続施設に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。当申出は、除外に係る5つの要件を満たしているため、除外はやむを得ないと思われる。</p> <p>3番。申出地は、こがのもりコミュニティ広場の南に位置し、現況は田である。除外目的は共同住宅2棟を建設するものである。また除外されたと仮定した場合、申出地は1種農地の集落接続施設に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。当申出は、除外に係る5つの要件を満たしているため、除外はやむを得ないと思われる。</p> <p>4番。申出地は、下有川切門自治公民館の南西に位置し、現況は進入口と作業場である。除外目的は進入口と作業場にするものである。また除外されたと仮定した場合、申出地は1種農地の集落接続施設に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。なお、平成18年頃、進入口と作業場にしてしまったと始末書が添付されています。当申出は、除外に係る5つの要件を満たしているため、除外はやむを得ないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に隼人の5と福山の6を2番委員。
2番委員	5番。申出地は、空港自動車学校の北西に位置し、現況は畑である。除外目的は建売住宅2棟を

	<p>建築するものである。また除外されたと仮定した場合、申出地は1種農地の集落接続施設に該当すると思われる、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。当申出は、除外に係る5つの要件を満たしているため、除外はやむを得ないと思われる。</p> <p>次に6番。申出地は、新原公民館の北西に位置し、現況は不耕作地である。除外目的は山林にするものである。また除外されたと仮定した場合、申出地は2種農地のその他の農地に該当すると思われる、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。当申出は、除外に係る5つの要件を満たしているため、除外はやむを得ないと思われる。以上報告いたします。</p>
議長（会長）	次に用途区分変更の溝辺の7を8番委員。
8番委員	はい、申出地は、NOSA I 中部共済組合の南西に位置しており、現況は牛舎・堆肥場倉庫、運動場である。用途区分変更目的は、牛舎、堆肥場倉庫、運動場を建設するものである。平成18年頃建設済みである。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されている。申出地は、用途区分変更することで、周囲の農地に及ぼす影響は軽微であると思われる、用途区分変更はやむを得ないものと思われる。なお、平成18年頃、農業用施設の建設を無断で行ったとの始末書が添付されています。以上です。
議長（会長）	次に横川8を9番委員。
9番委員	8番。申出地は、大住公民館の北に位置しており、現況は畑である。用途区分変更目的は、牛舎3棟、堆肥舎1棟、倉庫1棟を建設するものである。畑として利用されるため、周囲に農地の用水路及び排水路はない。申出地は、用途区分変更することで、周囲の農地に及ぼす影響は軽微であると思われる、用途区分変更はやむを得ないものと思われる。但し、調査の結果、申出地近隣の住民からは、用途区分変更目的に批判的な意見もあることから、申請人に対して、地元住民や自治会長等に丁寧な説明をすることを求めます。以上です。
議長（会長）	はいご苦労さまでした。調査員からの意見報告が終わりました。只今の報告についてご意見・ご質疑はございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	はい、それではご意見等ないようですので質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第4号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定について」の農用地除外6件、用途区分変更2件の計8件について、「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい、全員賛成であります。よって、本案件は「承認」という意見を市長に答申することに決定いたしました。

△ 議案第5号 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について」を議題といたします。当委員会に対し、農地法第4条の規定による許可申請が5件提出されましたので、この処分について審議を求めます。それでは、調査委員の意見報告を求めます。国分の1を18番委員。
18番委員	1番につきまして報告いたします。申請地は青葉小学校の北西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は墓地を建設するもので、周囲が既存の墓地があることを含めて計画性も妥当であるため、実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、溝辺の2を14番委員。
14番委員	2番につきまして報告いたします。申請地は崎森地区公民館の北に位置し、現況は物置場である。なお、平成22年頃、物置を建設してしまったという始末書が添付されている。農地区分は3種農

	地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は物置を建築するもので、既に実行済みである。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、霧島の3を2番委員。
2番委員	3番。申請地は峰之前自治公民館の北に位置し、現況は牛舎と農業用倉庫である。なお、平成13年4月頃、牛舎と農業用倉庫にしてしまったという始末書が添付されています。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は牛舎、農業用倉庫を建設するもので、既に建設済みである。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上で報告いたします。
議長（会長）	次に、福山の4と5を19番に代わり7番委員。
7番委員	4番と5番を代理報告いたします。まず4番について、申請地は上大廻集会施設の西に位置し、現況は造成済である。なお、令和3年1月頃、造成してしまったという始末書が添付されています。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は駐車場にするもので、計画性も妥当であるため、実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。 続きまして5番について、申請地はまきばドームの南に位置し、現況は山林である。なお、平成20年頃、山林にしてしまったという始末書が添付されています。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は山林にするもので、既に実行されています。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上で報告を終わります。
議長（会長）	はい、ご苦労さまでした。調査員からの意見報告が終わりました。只今の報告についてご意見・ご質疑はありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	はい、それではご意見等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」については、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい、全員賛成であります。よって、本案件は許可することに決定いたしました。つきましては、6月7日開催の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について意見聴取いたします。

△ 議案第6号 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。当委員会に対し、農地法第5条の規定による許可申請が24件提出されましたので、この処分について審議を求めます。それでは、まず、霧島の1を2番委員。
2番委員	はい、1番。申請地は堀之内自治公民館の西に位置し、現況は畑である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は太陽光発電施設と通路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上報告します。

議長（会長）	次に隼人の2と3を3番委員。
3番委員	<p>はい、それでは2番について報告いたします。申請地は宮内小学校の南西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。転用目的は事務所1棟と資材置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>次に3番について報告いたします。申請地は小田団地の南に位置し、現況は田である。農地区分は1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。転用目的は建売住宅3棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に国分の4から8を4番委員。
4番委員	<p>4番から8番まで続けて報告いたします。4番。申請地は広瀬西公園の西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅1棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>続きまして5番を報告いたします。申請地は陸上自衛隊国分駐屯地の東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は宅地分譲にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>続きまして6番を報告いたします。申請地は天降川小学校の北西に位置し、現況は畑である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅1棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>続きまして7番を報告いたします。申請地は天降川小学校の北西に位置し、現況は宅地である。なお、平成19年7月頃、一部宅地にしてしまったという始末書が添付されている。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は宅地拡張するものであり、既に実行済みである。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>続きまして8番を報告いたします。申請地は野口公民館西集会所の南に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は共同住宅1棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上で報告を終わります。</p>
議長（会長）	次に同じく国分の9から11を13番委員。
13番委員	<p>9番から11番まで続けて報告いたします。まず9番です。申請地は国分インターチェンジの北東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は3種農地の300m以内農地に該当すると思われる。転用目的は建売住宅2棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われ</p>

	<p>る。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>10番について報告いたします。申請地は敷根地区コミュニティ広場の南東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅と車両置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>続きまして11番について報告いたします。申請地は敷根地区コミュニティ広場の南東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は資材置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上で報告を終わります。</p>
議長（会長）	同じく国分の12を17番委員。
17番委員	<p>12番。申請地は山元公民館の北に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は宅地拡張するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接する宅地396.7㎡を一体利用するもので、全体計画面積は548.70㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	同じく国分の13を18番委員。
18番委員	<p>13番を報告します。申請地は北公園の東側に位置し、現況は田である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は建売住宅1棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に溝辺の14を3番委員。
3番委員	<p>14番を報告いたします。申請地は陵南中学校の北に位置し、現況は畑である。農地区分は3種農地の土地区画整理区域内農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅1棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	同じく溝辺の15を8番委員。
8番委員	<p>15番を報告します。申請地は溝辺中学校の東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は駐車場と資材置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	同じく溝辺の16を14番委員。
14番委員	<p>16番を報告いたします。申請地は崎森地区公民館の北に位置し、現況は畑である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は作業所1棟、駐車場、通路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基</p>

	準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に横川の17を9番委員。
9番委員	17番。申請地は正牟田活性化センターの南東に位置し、現況は造成中である。なお、4月に許可を受け造成を開始したが、その後、申請書に不備があったため許可取消をおこない、再度申請されたもので、不備発覚以降は造成を中止しているとのことである。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は農家住宅1棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に牧園の18を16番委員。
16番委員	18番を報告いたします。申請地は狭名田自治公民館の西に位置し、現況は山林である。なお、平成2年4月頃植林してしまったという始末書が添付されている。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は山林にするものであるが、既に植林済みである。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に霧島の19を12番委員。
12番委員	19番を報告いたします。申請地は霧島川北多目的集落センターの東に位置し、現況は雑種地である。なお、平成19年頃、雑種地にしてしまったという始末書が後日添付されましたので、始末書を読み上げます。申請地は平成18年8月28日に、農地法第3条の許可を受け当初は田として利用計画していたが、自身が※※のため耕作できずにいた。放置すると荒地になってしまうため、売買を行い自身の所有となっていたため、平成19年年月日不詳に土砂等を搬入し整地を行ってしまった。自身の土地であったこともあり、農業委員会の手続が必要とも知らず整地をしてしまったものである。今後、このようなことがないように注意いたしますので、寛大なる措置を切望する次第ですという内容の始末書が付いております。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。超過面積理由も後ろの方に書いてありますのでご覧ください。以上報告いたします。
議長（会長）	次に隼人の20と21を5番委員。
5番委員	20番を報告いたします。申請地は里中下公民館の北西に位置し、現況は畑と不耕作地である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。 続きまして21番を報告します。申請地は隼人鹿児島高専の南に位置しており、現況は不耕作地である。なお、平成7年5月25日に5条許可不履行の経緯書が添付されています。農地区分は2種農地の市街地近接農地に該当すると思われる。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接する宅地63.12㎡を一体利用するもので、その同意は得られている。全体計画面積は576.12㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	同じく隼人の22から23と福山の24番を19番に代わり7番委員。

7 番委員	<p>2 2 番について報告いたします。申請地は市営東郷団地の西に位置し、現況は田である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は宅地分譲2区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>続きまして2 3 番を報告いたします。申請地はJAあいら本所の南に位置し、現況は田である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は貸資材置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>2 4 番について報告します。申請地は牧之原中学校の南に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅1棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上で報告を終わります。</p>
議長（会長）	はい、ご苦労さまでした。調査委員の意見報告が終わりました。只今の報告についてご意見・ご質疑はありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	はい、それではご意見等ないようですので質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第6号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定については、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい、全員賛成であります。よって、本案件は許可することに決定いたしました。つきましては、6月7日開催の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について意見聴取いたします。以上で、令和3年第5回定例総会に付議されました議案の審議は全て終了いたしました。次に「その他」はありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	はい、それではないようですので、以上で令和3年第5回霧島市農業委員会定例総会を終了いたします。本日はこれにて散会いたします。お疲れ様でした。
事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。この後、農業委員会だより編集委員会を開催いたしますので、編集委員の方はそのままお残りください。

閉会 18時03分

3 番

4 番

1 9 番